

## 特定非営利活動法人アイセック・ジャパン 海外研修プログラム参加規約

本規約は、特定非営利活動法人アイセック・ジャパン（以下、「アイセック」といいます。）が主催する海外研修プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）の参加条件を定めます。

### 第1条（本プログラムの目的）

アイセックは、次世代を担う若者に対する異文化や実社会と接する機会の提供、国際性及び社会性を兼ね備えた人材の育成を目的に、本プログラムを実施し、本プログラムの参加者（以下、「参加者」といいます。）に対し、海外において就業体験ができる企業その他の団体を紹介します。

### 第2条（定義）

本規約において、次の用語の意味は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「研修先機関」とは、参加者に対し、就業体験の機会（以下、「研修」といいます。）を提供する海外の企業その他の団体をいいます。
- (2) 「研修国」とは、研修先機関が所在する国または地域をいいます。
- (3) 「AIESEC 国際本部」とは、アイセックが加盟する国際学生団体で、世界各国・地域間で、研修生の交換事業を推進する団体をいいます。
- (4) 「AIESEC 支部」とは、アイセックと同様に、世界各国または各地域において、AIESEC 国際本部に加盟し、国際間で、研修生の受入及び送出行を行う学生団体をいいます。
- (5) 「AIESEC 現地支部」とは、AIESEC 支部のうち、本プログラムで研修先機関を担当する団体をいい、当該研修先機関が所在する国または地域の AIESEC 支部をいいます。
- (6) 「データベース」とは、AIESEC 国際本部が運営し、AIESEC 支部が登録した研修先機関の情報及び研修候補生が登録した情報に基づき、研修候補生または研修先機関を検索するためのデータベースをいい、付随するシステムを含みます。
- (7) 「研修候補生」とは、海外での研修を希望し、その情報をデータベースに入力した学生等をいいます。
- (8) 「危機管理ガイドライン」とは、アイセックが、外務省が発出する危険情報を参考に、治安が悪化している研修国における研修実施の可否等について基準を定めたものです。
- (9) 「渡航期間」とは、研修のために研修国へ渡航する際の出国日から帰国日（帰国日が確定していない場合は帰国予定日）までの期間をいいます。
- (10) 「海外旅行傷害保険」とは、研修生を被保険者として、アイセックが加入する保険をいいます。
- (11) 「諸規則」とは、危機管理ガイドライン、その他のマニュアル等、本プログラムの実施方法等に関してアイセックが定める規則等をいい、「本規約」とあわせて「本規約等」といいます。

### 第3条（申込）

- 1 本プログラムへの参加申込には、次の全ての条件を満たすことが必要です。
  - (1) 大学、大学院、専門職大学院、短期大学もしくは専門学校に在籍する学生、または、当該学校を卒業後2年以内であること
  - (2) 30歳未満であること
  - (3) アイセックの定める語学基準を満たすこと
  - (4) 申込時に未成年の場合には、本プログラム参加についての親権者が同意していること
  - (5) 本規約等に定める参加条件に同意すること
- 2 本プログラムへの参加希望者は、アイセック指定の申込書その他アイセックが定める方法により、必要事項をアイセックに提出し、本プログラムへの参加を申し込みます。
- 3 参加者は、前項の申込書に記載した内容に変更がある場合、事前にアイセックに対し、通知するものとします。
- 4 参加者が本プログラムにおいて参加できる研修の累計期間は、36ヶ月を上限とします。

### 第4条（契約の成立）

- 1 アイセックは、前条第2項の申込を受領した場合、前条第1項の条件等について選考を行い、その結果により、随時、面接の実施日時及び場所を参加者に通知します。
- 2 アイセックは、参加者が前条第2項の申込以前に、本プログラムの面接試験を受験したことがある場合、面接試験を免除することがあります。

- 3 参加申込者は、第1項の通知を受けた場合は第1項の面接の実施までに、前項に関する通知を受けた場合は直ちに、次の各号の書類をアイセックに提出します。
  - (1) 英語版履歴書
  - (2) 卒業証明書の原本またはコピー（大学、大学院、専門職大学院、短期大学もしくは専門学校を卒業している場合に限り。）
  - (3) 申込日から遡って2年以内に受験した公的語学試験（TOEIC、TOEFL等）の成績証明書の原本またはコピー
  - (4) その他アイセックが指定する書類
- 4 アイセックは、第1項の面接の結果等により、前条第2項の申込を承諾する場合には、参加者に対して、参加申込承諾書を交付するものとし、当該交付をもって、参加者とアイセックとの間に、本規約に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとし、なお、諸規則は、本契約の一部として適用されるものとし、
- 5 アイセックは、次の各号の場合、前条第2項の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 契約時点において、前条第1項の条件を満たさない場合
  - (2) 前条第2項または本条第3項の提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (3) 申込者が、第24条第2項第2号乃至第4号に基づき、本プログラムに関する契約を解除されたことがある場合
  - (4) 書類選考もしくは面接の結果、または、その他の理由により、申込者が本プログラムに参加することが適当でないとアイセックが判断した場合

#### 第5条（データベースへの登録）

- 1 参加者は、データベースにアクセスしてアカウントの発行を申請し、アカウントが発行された後、参加者の学歴等の情報及び研修に対する希望条件等をデータベースに登録して、研修先機関の検索を開始します。
- 2 アイセックは、本契約の成立後、データベース上の参加者のアカウントについて、研修への応募が可能な状態に変更します。
- 3 参加者は、第1項のアカウントを自己の責任において厳重に管理して、第三者に使用させてはならないものとし、アカウントの第三者による不正使用が判明した場合は、直ちにアイセックに通知するものとし、
- 4 参加者は、データベース上で、複数のアカウントの発行を申請しないものとし、

#### 第6条（研修先機関の選定）

- 1 参加者は、次の手順により、研修先機関を選定します。
  - (1) データベースによる検索、または、アイセックからの紹介により、希望する研修先機関の候補を選定し、データベース上で、当該研修先機関における研修に応募します。
  - (2) 前号の研修先機関が希望する場合、書類または電話等による選考を受けます。
  - (3) 第1号の応募後、AIESEC 現地支部または研修先機関から、研修実施が可能との意向が示され、最終的に当該研修への参加意思がある場合には、第7条の調査等を実施の上、データベース上で、アイセックが指定する方法により、研修実施に同意します。
  - (4) 第15条にしたがって参加費用を支払い、その旨をアイセックに通知します。
- 2 前項の手順を経た後、AIESEC 現地支部が、データベース上で、前項の研修実施が可能であることを確認した時点で、具体的な研修実施が確定し、その後、参加者は、第13条第2項に定める理由がない限り、当該研修への参加を中止できないものとし、
- 3 参加者は、第1項第3号の同意（以下、「研修実施同意」といいます。）をした後は、他の研修先機関について、研修実施同意をすることはできません。ただし、研修期間が重複しない研修について、別途、アイセックとの間で締結した契約にしたがって、研修実施同意をする場合は、この限りではありません。
- 4 参加者は、第1項第4号の通知後、相当期間を経過しても、第2項のAIESEC 現地支部による確認が得られない場合、アイセック及びAIESEC 現地支部と協議の上、希望する研修先機関を変更することができます。

#### 第7条（研修国の情報等の確認）

- 1 参加者は、研修先機関の選定に際し、研修実施同意までに、研修国について、次の各号に関する情報を調査するものとし、
  - (1) 研修国の治安情勢
  - (2) 研修国における在留資格の取得手続
  - (3) 研修国への渡航手段（入国時におけるAIESEC 現地支部による出迎えの有無を含む。）
  - (4) その他、研修国に関する情報

- 2 参加者は、研修実施同意までに、危機管理ガイドラインに定める基準を確認するものとし、外務省が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」または「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」に相当する危険情報（以下、「基準を超える危険情報」といいます。）を発出している研修国の研修先機関に対しては、研修実施同意をすることはできません。
- 3 参加者は、研修実施同意までに、研修について、次の各号に関する情報をAIESEC現地支部または研修先機関に確認するものとします。
  - (1) 研修先機関における研修内容
  - (2) 研修先機関から支給される滞在補助費の有無及び金額
  - (3) 研修の開始予定日及び終了予定日
  - (4) 研修実施時間
  - (5) 研修先機関が研修生に求める技能、その他研修に関する条件
  - (6) 研修国における滞在先
  - (7) AIESEC現地支部の担当者等の情報

## 第8条（渡航前の準備等）

- 1 参加者は、研修実施同意後、自己の責任において、次の各号の準備を行い、完了次第、その旨をアイセックに報告します。
  - (1) 研修国までの航空機等の交通機関の手配
  - (2) 研修国における研修に参加するのに適当な在留資格の取得手続
  - (3) 研修国に応じて必要な予防接種
  - (4) 前条の情報の再確認、その他研修国での滞在に必要な情報の調査
  - (5) 研修国における滞在先、緊急時の連絡先となる参加者の家族等（以下、「参加者の家族等」といいます。）の情報について、アイセックに対する通知
  - (6) 研修国における滞在先、AIESEC現地支部の担当者との連絡先について、参加者の家族等に対する通知
  - (7) 危機管理ガイドラインに定める準備、その他、研修国への渡航、研修国における滞在及び研修に必要な準備
  - (8) アイセックが指定する危機管理に関する講習会への参加
- 2 参加者は、研修国への渡航までに、AIESEC現地支部の担当者と連絡し、研修国における滞在先、その他研修国における滞在に関する事項、並びに、研修について、協議し、その内容について、随時、アイセックに報告するものとともに、参加者は、渡航期間及び自ら手配した研修国までの交通手段の詳細については、出発の15日前までに、AIESEC現地支部及びアイセックに通知するものとします。
- 3 参加者は、渡航後も含め、アイセックに通知した渡航期間、その他の事項に変更がある場合は、直ちにアイセックに通知するものとします。
- 4 参加者は、研修国への出発日時点で、研修国について基準を超える危険情報が発出されている場合、研修国へ渡航することはできません。
- 5 アイセックは、参加者の研修国への渡航までに、必要に応じて、次の各号の対応を行います。
  - (1) 参加者の要請がある場合における推薦状の発行
  - (2) AIESEC現地支部との連絡が円滑に進まない場合の支援
  - (3) 研修国への渡航、研修国での滞在等に関連する情報の提供、サービス等の紹介
- 6 原則として第2項に基づいてアイセックに通知された渡航期間中、別途通知される条件にしたがって、海外旅行傷害保険が適用されます。

## 第9条（研修への参加等）

- 1 参加者は、研修期間中、研修先機関、アイセック及びAIESEC現地支部の指示に従い、本契約、研修実施同意の内容及び研修先機関が定める規則を遵守し、誠実に研修に参加します。
- 2 参加者は、研修先機関、アイセックまたはAIESEC現地支部の信用を損ない、業務を妨害し、もしくは、風紀を乱し、または、これらの恐れのある行為をしてはならないものとします。
- 3 参加者は、疾病その他の正当な理由がない限り、研修を欠席してはならないものとします。参加者は、正当な理由により、研修を欠席、遅刻、または、早退する場合、原則として事前に、やむを得ないときは速やかに、研修先機関及びAIESEC現地支部に申し出てその指示に従うものとします。

## 第10条（滞在期間中の義務）

- 1 参加者は、研修国における滞在期間中、研修国の法令を遵守し、在留資格等に関する諸手続を行うものとします。

- 2 参加者は、研修国に到着後、速やかに、日本国大使館または総領事館等の在外公館に、在留届を提出するものとしします。
- 3 参加者は、研修国における滞在期間中、安全に配慮して、自己の責任において行動し、危機管理ガイドラインを遵守するものとしします。

#### 第 11 条 (連絡体制等)

- 1 参加者は、研修国に到着後、直ちに、アイセック及び参加者の家族等に対し、到着した旨の連絡をするものとしします。
- 2 参加者は、研修国での滞在中、アイセック及び参加者の家族等と常時連絡がとれるよう努め、滞在先及び AIESEC 現地支部の担当者の連絡先に変更があった場合には、直ちに、アイセック及び参加者の家族等に対し、新しい連絡先を通知するものとしします。
- 3 参加者は、研修国での滞在中、週に一度以上、アイセック及び参加者の家族等と連絡をとり、また、月に一度、アイセックが定める書式により、研修の実施状況をアイセックに報告するものとしします。
- 4 参加者は、アイセックに前項の報告をする場合、第 16 条に定める守秘義務に違反することがないように必要に応じて、事前に報告書等の内容について、研修先機関の承諾を得るものとしします。
- 5 アイセックは、参加者と研修先機関または AIESEC 現地支部との間で問題が生じた場合、参加者からの要請により、または、必要に応じ、研修先機関または AIESEC 現地支部と対応を協議します。

#### 第 12 条 (研修と契約の終了)

参加者は、研修の終了後、1 ヶ月以内に、アイセックが定める書式により、研修報告書及び研修修了届をアイセックに提出します。

#### 第 13 条 (研修の中止)

- 1 参加者は、研修国での滞在中、外務省により、研修国について、危険情報が発出された場合、研修を中止して帰国するなど、危機管理ガイドラインに従って行動するものとしします。
- 2 参加者は、次の各号の場合に限り、研修先機関及び AIESEC 現地支部と協議の上、研修を中止できるものとしします。
  - (1) 前項に定める場合。
  - (2) 参加者の在留資格等の問題により、参加者が適法に研修国に滞在できない場合。
  - (3) 参加者の健康上の理由により、研修の実施が著しく困難な場合。
  - (4) その他、やむを得ない事由により、参加者が研修中止を申し出て、研修先機関及び AIESEC 現地支部が承諾した場合。
- 3 第 6 条第 2 項に基づく研修実施の確定後、研修期間中を含め、次の各号に該当する場合、研修が中止されることがあります。
  - (1) 参加者が、研修期間開始後、誠実に本件研修に参加せず、著しい懈怠が認められる場合
  - (2) 参加者が、法令、本契約もしくは研修実施同意の内容に違反し、または、研修先機関もしくは AIESEC 現地支部の指示に従わない場合
  - (3) 研修先機関の経済状況、その他の事情により、研修を継続しがたい事由が生じた場合
- 4 前 3 項に基づく研修の中止により、参加者が損害を被った場合においても、アイセックは、当該損害について、アイセックの故意または重大な過失による損害を除き、賠償責任を負いません。
- 5 参加者は、研修の中止が確定した場合、直ちにアイセックに対し、その旨を書面で報告します。

#### 第 14 条 (研修終了に伴う措置)

- 1 研修期間満了または前条に基づく研修の中止により、研修が終了する場合、参加者は、研修先機関から提供された資料その他貸与された物件を直ちに研修先機関に返還するものとしします。
- 2 参加者は、研修の終了後、研修先機関に参加者の私物を残置してはならないものとしします。
- 3 参加者は、研修の終了後、原則として、速やかに帰国し、帰国した旨を直ちにアイセックに報告するものとしします。

#### 第 15 条 (費用負担)

- 1 参加者は、本プログラムへの参加費用として、研修期間に応じて次の金額をアイセックからの請求額通知後、1 週間以内に、アイセックに支払うものとしします。なお、支払済の参加費用は、第 20 条第 1 項の場合を除き、研

修実施の有無にかかわらず、返金されません。

- (1) 研修期間が2ヶ月未満の場合 7万円
  - (2) 研修期間が2ヶ月以上6ヶ月未満の場合 10万円
  - (3) 研修期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合 17万円
  - (4) 研修期間が12ヶ月以上18ヶ月以下の場合 25万円
- 2 研修期間と実際の渡航期間とに2週間以上の差が生じた場合、前項各号の「研修期間」を「実際の渡航期間」と読み替えて適用するものとし、参加者は、当該読替後の参加費用と支払済の参加費用とに差額があるときは当該差額（実際の渡航期間が18ヶ月と2週間以上のときは別途アイセックが定める金額）を帰国後2週間以内に、アイセックに支払うものとし、
- 3 参加者は、研修期間に変更があった場合、直ちにアイセックに通知するものとし、研修期間の延長により第1項各号の該当する区分が変わった場合、その差額を帰国後2週間以内に、アイセックに支払うものとし、
- 4 前3項の支払いは、アイセックの指定する銀行口座に振り込む方法によるものとし、
- 5 第1項の本プログラム参加費用には、次の費用が含まれます。
- (1) アイセックとAIESEC現地支部及び研修先機関との通信費用
  - (2) 海外旅行傷害保険の保険料
  - (3) その他、第8条第5項の対応に必要な費用
- 6 参加者は、研修期間中、研修先機関と別途合意した場合には、研修先機関から滞在補助費の支給を受けることができます。
- 7 次の各号の費用は、原則として、参加者の負担となります。
- (1) 査証申請、その他在留許可の取得のために必要な手続費用
  - (2) 予防接種の費用
  - (3) 研修国との往復の交通費
  - (4) 宿泊施設から研修先機関への移動、その他の移動に必要な交通費
  - (5) 宿泊施設の利用料、並びに、電気、水道、ガス及びその他の光熱費
  - (6) 食費、その他、研修国における滞在に必要な費用
  - (7) 教材費、その他研修の参加のために必要な費用

## 第16条（守秘義務）

- 1 参加者は、本プログラムへの参加により、研修先機関、アイセック及びAIESEC現地支部から開示を受けた営業上、技術上、その他事業に関する一切の情報及び個人情報（以下、「機密情報」という。）について厳重に管理し、本件研修の目的のみに使用し、事前に情報開示者の書面による承諾を得ない限り、機密情報を第三者に開示しないものとし、
- 2 次の各号に該当する情報については、前項は適用されないものとし、
- (1) 参加者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (2) 参加者が開示を受ける前にすでに保有していた情報
  - (3) 参加者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した情報
  - (4) 参加者が機密情報に依拠せず、独自に開発した情報
  - (5) 公的機関に対し、参加者が日本国または研修国の法令に基づく開示義務を負うこととなった情報

## 第17条（個人情報の取り扱い）

- 1 アイセックは、本プログラムの実施に際し、参加者から取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律、その他関連法令及びガイドラインに従って厳重に取り扱います。
- 2 アイセックは、本プログラムの実施に際し取得する参加者の個人情報を研修の終了後も含め次の各号の目的のみに使用します。参加者は、当該目的のために、アイセックが参加者の個人情報を研修先機関、AIESEC現地支部、海外旅行傷害保険に関する保険会社及び保険代理店、その他の第三者に開示することを同意します。
- (1) 本プログラムの実施（海外旅行傷害保険に関する手続を含みます。）
  - (2) 緊急時における参加者の関係者への連絡
  - (3) アイセックまたはAIESEC現地支部が運営するインターンシップ活動等の普及、準備、実施
  - (4) アイセックまたはAIESEC現地支部が主催する異文化交流等のイベントの運営、その他、アイセックまたはAIESEC現地支部の構成員と参加者との交流

## 第18条 (知的財産権)

- 1 参加者が研修先機関の指示に基づき作成した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、研修先機関に帰属します。
- 2 参加者は、予め研修先機関の許可を得た場合に限り、前項の著作物を利用することができます。
- 3 第11条第3項及び第12条に基づき参加者がアイセックに提出した報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、アイセックに帰属します。
- 4 参加者は、第1項及び第3項の著作物について、研修先機関またはアイセックに対し、著作権人格権を行使しないものとします。

## 第19条 (参加者の責任)

- 1 研修先機関の選定、研修国及び研修に関する調査、在留資格等の手続、研修国での滞在中の行動、その他、本プログラムにおける参加者の行動は、参加者の自己責任によるものとし、本規約に特に定めがある場合、または、アイセックの故意または重大な過失による場合を除き、アイセックは、本プログラムにより参加者に生じた損害について責任を負わないものとします。
- 2 参加者は、研修先機関、アイセック、AIESEC 現地支部、または、その他の第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負います。
- 3 参加者は、研修先機関、AIESEC 現地支部、宿泊施設管理者、その他の第三者との間で、紛争が生じた場合、当該紛争を自らの責任と費用負担において解決するものとします。ただし、参加者は、研修先機関または AIESEC 現地支部との間で問題が生じた場合、直ちにアイセックに通知し、その指示に従うものとします。

## 第20条 (返金及び免責)

- 1 第13条第2項各号または同条第3項第3号の事由により研修の全部または一部が中止された場合、アイセックは、参加者が第15条第1項に基づき支払った参加費用のうち次の金額を参加者に返金します。ただし、第8条第3項に基づく通知及び第13条第5項に基づく報告が、中止決定後直ちに、かつ、第1号の場合は渡航予定日前に、第2号の場合は帰国前（緊急の場合は帰国後1週間以内）になされることを条件とします。なお、当該返金は、参加者が振込先銀行口座を指定後1ヶ月以内に、当該口座に振り込む方法により行うものとします。
  - (1) 渡航前における研修の全部の中止の場合、支払済の参加費用から5万円を控除した金額
  - (2) 渡航前における研修の一部の中止、または、渡航後における研修の全部または一部の場合、第15条第1項各号の「研修期間」を「実際の渡航期間」と読み替えたときに該当する参加費用と支払済の参加費用との差額があるときには当該差額
- 2 アイセックが、本プログラムの実施に関し、参加者に対して負う損害賠償責任の上限は、参加者が第15条1項に基づき支払った参加費用から前項の返金額を控除した金額とします。ただし、アイセックの故意または重大な過失による損害については、この限りではありません。
- 3 前項に関わらず、アイセックは、次の各号の損害については、責任を負いません。
  - (1) 参加者、研修先機関または AIESEC 現地支部の事情による研修期間、研修内容、滞在先の宿泊施設等の変更による損害
  - (2) 参加者、研修先機関または AIESEC 現地支部の事情による研修の中止による損害
  - (3) その他、参加者、研修先機関または AIESEC 現地支部の事情による事項による損害
  - (4) データベース等のシステム障害等による第6条第1項及び第2項の選定手順等の準備過程の遅延、中断による損害
  - (5) 保険会社が定める条件による海外旅行傷害保険の適用の有無、または、適用内容に起因する損害
  - (6) 天災、戦争、研修国の治安の悪化、労働争議、その他の不可抗力による損害
  - (7) 参加者が被った特別損害、または、逸失利益
  - (8) 第8条第5項第3号に基づいて、提供された情報または紹介されたサービス等を利用した結果による損害
- 4 アイセックは、研修内容が参加者にとって適切であること、または、研修及び研修国における参加者の日常生活等に全く支障がないことについて、保証するものではありません。

## 第21条 (本規約の変更)

- 1 アイセックは、30日以上前に参加者に通知することにより、本規約を変更できます。ただし、参加者にとって不利益でない変更、緊急の必要性がある変更については、参加者に通知後、直ちに本規約を変更することがあり

ます。

- 2 参加者は、前項の変更を承諾しない場合、研修実施同意までの間に限り、第 24 条第 1 項に基づいて、本契約を解除できます。

## 第 22 条 (通知)

- 1 アイセックから参加者への通知は、書面、電子メールまたはアイセックの Web サイトに掲載する方法により行います。
- 2 前項に基づく電子メールによる通知は、第 3 条第 2 項または第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、参加者がアイセックに通知したメールアドレス（第 3 条第 3 項または第 11 条第 2 項により変更があった場合は変更後のアドレス）のメールサーバへの到達時、Web サイトによる通知は、掲載時に、通知が完了したものとします。

## 第 23 条 (契約の終了)

- 1 本契約は、第 12 条または第 13 条第 5 項に基づく書面の提出をもって終了します。ただし、研修生の責に帰すべき事由によらず、第 13 条第 1 項または第 3 項第 3 号に基づき研修が中止された場合には、研修生及びアイセックが協議の上、アイセックからの通知により、本契約を継続できる場合があります。
- 2 前項にかかわらず、本契約は、本契約の成立日または前項但書の通知日から起算して 180 日を経過するまでに、参加者が研修実施同意に至らない場合、自動的に終了するものとします。ただし、参加者は、当該期間満了時点で第 3 条第 1 項の条件を満たす場合、当該期間満了の 30 日前から当該期間満了までに、アイセックが定める方法でアイセックに通知することにより、本契約の有効期間を 180 日間、延長できるものとし、以後も同様とします。
- 3 参加者は、前 2 項または次条第 1 項に基づき、本契約が終了した後においても、再度、第 3 条に基づく申込をすることができます。

## 第 24 条 (契約の解除)

- 1 参加者は、研修実施同意までの間、アイセック指定の解約届をアイセックに提出することにより、本契約を解除できます。
- 2 アイセックは、次の各号に該当する場合、参加者に通知することにより、本契約を解除できます。その場合、アイセックは、参加者に対して、プログラム参加費用の返還義務、損害賠償責任、その他一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 第 3 条第 1 項の条件を満たさないことが判明した場合。
  - (2) 第 3 条第 2 項もしくは第 4 条第 3 項の提出書類、または、第 5 条第 1 項の登録情報に虚偽の内容があることが判明した場合。
  - (3) 参加者が研修実施同意後、正当な理由によらず、研修に参加しなかった場合。
  - (4) その他、参加者が本規約等に違反した場合。

## 第 25 条 (権利義務の譲渡等の禁止)

参加者は、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡、貸与し、または、担保に供してはならないものとします。

## 第 26 条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 27 条 (別途協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じたときは、参加者及びアイセックは、協議の上、円満に解決を図るものとします。

## 附則

- 1 平成 28 年 7 月 31 日までに出国した参加者に対しては、海外旅行傷害保険、並びに、参加費用の金額及び返金について、契約締結時の内容（平成 27 年 10 月 20 日改訂版の内容）を引き続き適用するものとします。

- 2 平成 28 年 7 月 31 日までに改訂前の本規約に基づき参加費用を支払った参加者は、第 15 条第 1 項の参加費用と支払済の参加費用の差額をアイセックからの請求額通知後、1 週間以内（請求額通知から出国までが 1 週間未満の場合は出国前）に、アイセックに支払うものとします。

平成 22 年 4 月 1 日 制定

平成 28 年 8 月 1 日 最終改訂

**特定非営利活動法人アイセック・ジャパン**

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 4 番 16 号 及川ビル 3 階

[電話] 03-6457-5806 [Fax] 03-6457-5809

[HP URL] <http://www.aiesec.jp/>

[個人情報保護方針] <http://www.aiesec.jp/privacypolicy/>